

令和3年11月1日  
延岡市農林水産部林務課

## 延岡市伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する 事務取扱要領の運用

### 第1 趣旨

延岡市伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告書に関する事務取扱要領(平成30年4月1日延岡市農林水産部林務課定め：以下「取扱要領」という)についての運用を定める。

### 第2 伐採等届出の事務処理

取扱要領第2の4の4で規定する森林所有者が確認できる書類のうち、立木又は土地の所有者の相続人が、森林所有者届出人となる場合は、相続人すべての合意を得たうえで代表する相続人2名の相続人代表者届出書兼同意書(様式第3-1号)を提出するものとする。

- 2 代表する相続人は、立木又は土地の所有者の血縁の近いものから選任するものとする。
- 3 相続人代表者届出書兼同意書には所有者との権利関係説明図(相続関係説明図)を添付しなければならない。
- 4 相続権利関係で紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとする。

### 附則

この取扱要領の運用は令和3年11月1日から適用する。